様式第七号(第三十七条関係)

(表　　面)

12cm

8cm

第　　号

官　　職

氏　　名

生年月日

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条の15第2項、第9条の12第2項又は第12条の9第2項の規定による立入検査を行う職員の証

発行年月日

厚生労働大臣　　印

写

真

（裏　　面）

この証明書を携帯する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律抜すい

第7条の15　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第9条の12　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第12条の9　厚生労働大臣は、指定団体の行う第12条の6第2項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その指定団体に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。